

2018年度の主な国際交流活動

神奈川県弁護士会国際交流委員会 委員長 高岡 俊之

1 2018年度の主な活動

当委員会の2018年度の主な活動は、台湾・台北律師公會への訪問、韓国・京畿中央地方弁護士会への訪問、弁護士の国際業務シンポジウムの開催でした。

2 台北律師公會への訪問

2018年4月、当委員会の委員が初めて台湾の台北律師公會を訪問しました。意見交換会では、双方から弁護士会の紹介を行い、続いてLGBTの人権に関するテーマで座談会が行われました。その後、台北地方法院を視察し、台湾の強制執行制度についての説明を受け、台北地方法院検察署を視察し、台湾の犯罪被害者支援制度の説明を受けました。

台湾の法制度は、日本の法制度と似ている部分も多いですが、台湾では強制執行を実効力あるものとするため、税務署から債務者の情報提供を受けることができたり、債務者を拘束することができる制度があるなど、参加した委員の関心を集めていました。神奈川県は中華街が存在する県として、長年台湾との緊密な交流を続けていますので、当委員会としても友好関係を継続できるよう、今後も交流に努めたいと考えています。

3 京畿中央地方弁護士会への来訪

当会と京畿中央地方弁護士会との友好関係は2003年に始まり、1～2年の間隔で、交互に訪問しています。2018年11月には、14回目となる共同セミナーを韓国京畿道水原市で開催しました。今回の共同セミナーでは、名誉毀損関連法制について、双方の弁護士会から報告があり、熱く議論がなされました。さらに、韓国の裁判官から韓国における裁判手続のIT化についての講演があり、日本における裁判制度のIT化の取組みにおいて大変参考になるものでした。

神奈川県と京畿道の友好提携も25年以上に及ぶと聞いています。当委員会としては、神奈川県と同様の友好関係を継続できるよう、今後も交流に努めたいと考えてい

ます。

4 弁護士の国際業務シンポジウムの開催

2019年2月23日、日弁連が主催し、関弁連と当会が共催して、弁護士の国際業務シンポジウムが当会弁護士会館で開催されました。第一部では、弁護士の国際家事業務と中小企業の海外展開における弁護士の役割についての基調講演があり、第二部では、JICA、JETRO、KIP、日本政策金融公庫から、圏内で海外展開を考える企業に対する支援制度の説明があり、第三部では、弁護士の国際業務に関して、国際家事業務のパートと中小企業の海外展開支援のパートに分かれてパネルディスカッションがありました。

参加者は、福岡や新潟で行われたときよりも多く98名にのぼり、大変盛り上がりました。今後も会員にとって有益なシンポジウムを企画したいと考えています。

5 今後について

当委員会は、日本国憲法の三本柱の一つである平和主義を履践できる唯一の委員会という自負があります。各国の文化・法制度・弁護士制度を理解しつつ、世界平和を互いに確認し、当会の海外交流のための礎となりたいと考えています。

以 上